

裁 決 書

審査請求人

処分庁

福祉事務所長

上記審査請求人が令和4年8月10日に提起した、上記処分庁による令和■年■月■日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護申請却下処分についての審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対し令和■年■月■日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 事案の経緯等

(1) 審査請求人は、令和■年■月■日、処分庁に対し、貯金僅少のため生活に困窮しているとして、法による保護の申請（以下「本件申請」という。）を行った。

その際、処分庁は、申請に際し年金収入と最低生活費を比較し、収入額が最低生活費を上回った場合には却下の決定がなされることを説明した。

また、本件申請が却下となった場合に、手持金が減少した際は再度生活保

護の相談を行うよう助言した。

- (2) 同日、処分庁は、審査請求人の提出した資料（銀行ネット通帳、信用組合ATM取引画面、銀行ネット通帳）及び資産申告書により、手持金を確認した。

現金は円所持しており、銀行に円、信用組合に円、銀行に円の預金があり、審査請求人の提出した資料により、預金からクレジット会社より引き落とされる予定の金額円について確認した。

- (3) 同日、処分庁は、審査請求人の提出した資料（年金証書及び年金決定通知書）により、審査請求人が令和年月分よりからを受給していることを確認した。

支給決定時の金額は円／年であった。

審査請求人によると、直近の年金額改定通知については処分してしまったとのことであるため、処分庁で調査する旨を審査請求人に説明した。

- (4) 同日、処分庁は、審査請求人の提出した資料（賃貸借契約書）により、審査請求人の居住する住宅の家賃が月額円であることを確認した。

処分庁は、保護申請時点で7月分の家賃を支払っていない場合、基準額の範囲内で1か月分の住宅扶助を認定できることを審査請求人に説明した。

- (5) 同月25日、処分庁は、国民健康保険料について、保険年金課へ確認した。

審査請求人の国民健康保険料は、年間円であった。

- (6) 同日、処分庁は、の負担割合について、支援課へ確認した。

審査請求人の負担割合は割で、自己負担上限月額円であった。

- (7) 同日、処分庁は、審査請求人がにを受診していることを確認した。

- (8) 同日、処分庁は、審査請求人が同日に薬局にて処方箋を受けていることを確認した。

- (9) 同月26日、処分庁は、審査請求人の提出した資料（年金証書及び年金決定通知書）及び情報提供ネットワークシステムにより年金振込額を確認した。

審査請求人の[]は、[]円／年であり、同年6月15日に[]円／2か月を受給していることが確認できた。

- (10) 処分庁は、審査請求人の申請時所持金について、現金[]円に申請時預貯金[]円を加えた申請時手持金[]円から定期収入の推定残額[]円を差し引いた[]円を要否判定に用いることとした。

- (11) []年[]月[]日、処分庁は、年金収入及び申請時所持金と最低生活費（生活保護基準）を比較し、要否判定を行ったところ、保護を要しないとの結果となったため、審査請求人に対し、手持金の活用により最低生活が維持可能であることを理由とし、本件処分を決定した。

また、処分庁は、審査請求人に架電し、本件処分について連絡し、手持金を消費した際には、再度保護申請が可能であることを助言した。

審査請求人は、翌日処分庁に来所し相談したいとのことであったため、処分庁は、保護申請却下通知については、来所時に手交すると審査請求人に伝えた。

- (12) 同月29日、処分庁は、審査請求人が来所したため、保護申請却下通知書を手交した。

また、同日、処分庁は、審査請求人からの保護申請書を受理し、同年8月8日付けで、当該保護申請書の受理日である[]年[]月[]日からの保護開始として決定した。

- (13) 審査請求人は、同年8月10日、埼玉県知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求をした。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

生活保護申請を却下されたが、再度審査し決定してほしい。

生活保護申請時点での手持金が規定よりも多いということで申請を却下されたが、その金は家賃や先月分生活費をクレジットカードで賄ったため引き落とされることが確定しており、生活が困窮、破綻していることは明らかであった。

その旨、申請を受け付けた処分庁職員にも伝えたが、今すぐ現金を使用して

手持金を減らしてから申請したらどうかなどと言われ、家賃・クレジットカードの支払いが滞るのでそれはできないと説明するものの、生活保護の審査にはこれらの事情が一切考慮されず却下となってしまったため、改めてこれらの事情を鑑み申請時点で生活困窮、破綻を認め、生活保護の決定をしていただきたい。

2 処分庁の主張

(1) 生活保護制度について

生活保護は、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」（法第8条第1項）ものである。また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10より、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入充当額との対比によって決定すること」とされている。

また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること」としている。このことから、収入充当額が最低生活費に満たない場合に保護を要すると判定され、その不足分が扶助されるものとされている。

(2) 最低生活費について

処分庁は、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）に基づいて以下のとおり認定を行った。

ア 生活扶助

保護の基準別表第1に基づいて生活扶助を認定すると、請求人の居住する物件は、[REDACTED]に所在するため、同表第1における[REDACTED]級地-[REDACTED]に該当し、[REDACTED]円を生活扶助として認定した。

イ 住宅扶助

住宅扶助について、賃貸借契約書（写）より[REDACTED]円の家賃需要があることが確認できる。同表第3において、「家賃、間代、地代等につい

ては、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の政令指定都市（以下「指定都市」という。）（中略）ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内とする」とされていることから、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について」（平成27年4月14日社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、[]の[]人世帯の限度額である[]円を認定した。なお、賃貸借契約書（写）により審査請求人の居住する物件の専有面積は[]mであることを確認した。

ウ 医療扶助

医療扶助について、現物給付によることができないとき、またはそのほかの保護の目的を達するために必要がない限り、現物給付によって行う。

審査請求人は[]を利用して通院しているため、自己負担上限月額[]円を認定した。なお、審査請求人の費用負担区分は「[]」であることを、[]支援課より聴取している。

- (3) 上記(2)アからウまでの項目に、審査請求人の国民健康保険料年間[]円を12で割った月額[]円を加え、最低生活費を合計[]円と認定した。

(4) 収入充当額について

収入充当額について、審査請求人は、クレジットカード会社から引き落とされる予定の[]円については、開始時手持金としてみなす必要はないと主張している。

それに対して、処分庁は当該世帯の収入充当額を次のように算定した。

審査請求人の収入は[]年額[]円（令和4年6月15日受給額[]円）である。年金の収入については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8-1において、「1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えない」としているため、[]年額[]

円を12で除した額である円を収入充当額として認定した。

また、審査請求人は申請時に円（現金円＋申請時預貯金円）を所持していたため、申請時手持金の認定を行った。なお、「保護開始時における要否の判定において評価する収入は、定期的な収入金額（月額）と現に所持している金額の合計額である」が定期的な収入のある世帯の場合、申請者が現に所持している金銭の中には、定期的収入の残高が含まれていることがあり、これを手持現金として評価すると、定期的収入との二重評価となる。これを避けるため、定期的収入のある世帯については、所持金額から定期的収入の推定残高を差し引く必要がある（

）ことから、処分庁は保護開始時の要否判定に用いる手持金として所持金額から定期的収入（年金収入）の推定残高を差し引いた額を認定した。直近の年金受領日である令和4年6月15日から申請日までの経過日数は37日間であり、審査請求人が同月に受給した年金（2か月分円）を用いて推定残高を算定すると、円となった。よって、審査請求人の申請時手持金円より推定残高円を差し引いた円を要否判定に用いることとなった。なお、クレジットカード会社から引き落とされる予定の円については、審査請求人が他の用途に使用することも可能な状態にあり、実際に引き落としに充てられることが確実であるとはいえないことから、開始時手持金から控除することはできない。

(5) 保護の要否判定について

保護申請月において、処分庁が算定した最低生活費と収入充当額を比較すると、最低生活費円＜収入充当額円となり、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入との対比によって決定すること」（次官通知第10）から、当該世帯については保護を要しないと判断した。

(6) 処分庁の判断

以上のことから、審査請求人世帯の収入充当額は、最低生活費を上回り、処分庁は審査請求人世帯が保護を要しないと判断し、審査請求人の本件申請を却下した。

なお、処分庁が行った本件処分については、法及び法に基づき厚生労働大臣が定める基準等に基づく適正な判断によるものである。

よって、審査請求人が提起した本件審査請求に対して棄却するとの裁決を求める。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）。また、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとされ（法第24条第3項）、この書面には、決定の理由を付さなければならないとされている（同条第4項）。
また、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない（行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項）、当該処分を書面でするときは、当該処分の理由は、書面により示さなければならない（同法同条第2項）。
- (2) 保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定し、収入充当額が最低生活費に満たない場合に要保護と判定し、その不足分を扶助するものとされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省社発第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10）。
- (3) 保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすることとされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10の3）。
- (4) 保護開始前の借金については、収入から控除することは認められず、その理由は、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、本法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向ってその最低限度の生活の維持を保障せんとする本法の目的から著しく逸脱することになるからであるとされている（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）問8－95）。
- (5) 次官通知及び局長通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の

規定に基づく法定受託事務に係る法の処理基準とされている。

2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

(1) 保護の開始時期については、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とする（局長通知第10の3）とされている。これは、「保護の申請があった場合に保護の開始時期は、調査の結果について法第8条以下の原則に基づきその保護を要する確認をし得た時期より開始するものとし、原則的には保護の申請書の日付、受理の日付には拘束されないものと解することは理論上の問題として妥当するところであるが、その実際の運用においては、生活困窮の客観的事実の認定の能否とその扶助の種別によりその緊急性やその他の事情により制限のある場合が多く、従って、一般的には申請の受理の日以後において生活困窮の事実を確認し得た日を保護の開始の日とすべきである。」（小山進次郎著「改定増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」397頁）と解されているところによるものである。

(2) 上記(1)を踏まえて、保護の要否判定は、実際の運用においては、通常、生活困窮の客観的事実を確認し得る最も早い日として、申請日を基準時として行われている。そして、保護の要否判定は、補足性の原理（法第4条）により、申請日以降は申請者の資産等が最低限度の生活の維持に活用されることを前提として行われている。

保護の要否判定は、月額最低生活費と収入充当額との対比によって決定されており、保護の要否判定の結果が否となった場合は、申請日時点の手持ち金等を最低限度の生活の維持に活用する限り、少なくとも申請月において保護を要する状態になることはないといえる。

ただし、申請日以降に新たな世帯員の転入等、最低生活費の変更を要する事実があった場合や、稼働者の入院や災害、盗難等による資産の減失等、収入充当額の変更を要する事実があった場合には、例外的にそれらの事実のあった日を基準時として保護の要否判定を行うべきである。

なお、申請日以降において、手持ち金等を最低限度の生活の維持以外の目的で費消した場合については、補足性の原理に反することから、一般的には、保護の要否判定上、考慮されるべきものとはいえない。

(3) 本件に現れた記録によれば、処分庁は、審査請求人世帯の保護の要否判定をする際、上記第2の2(5)のとおり、最低生活費を XXXXXXXXXX 円（①居

宅生活費 [] 円、②住宅費 [] 円、③医療費 [] 円及び④国民健康保険料 [] 円の合計額)と算定し、他方、収入充当額を [] 円 (① [] 円及び②申請時所持金 [] 円の合計額)と算定し、これらを比較して収入充当額が最低生活費を [] 円上回っていることから、審査請求人世帯は保護を必要とする状態にないと判断し、本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

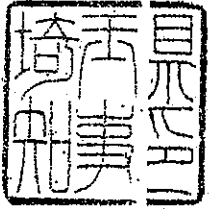
- (4) 審査請求人の手持金の変動状況を見ると、本件申請時に審査請求人から提出されたクレジットカード支払額確認画面により、本件処分をした令和 [] 年 [] 月 [] 日より2日前の同月26日に当該クレジットカード支払額 [] 円が引き落とされることが認められる。これは、要否判定上収入充当額として計上する手持金から支払われるものであり、別冊問答集問8-95で示す収入からの控除ではないものの、収入充当額を減少させるという点で同様であることから、手持金についても同様、保護開始前の借金返済に充てた費用を控除する必要性は認められないと解され、最低限度の生活の維持以外の目的で費消した場合に当たり、要否判定上考慮されるべきものではない。

また、それ以外の手持金の現金の費消状況は定かではないが、上記(2)の保護の要否判定の取り扱いにおける、例外的に申請日以降の時点を基準時として保護の要否判定を行うべき場合に該当する事実があったとは認められず、処分庁がこれらの時点を基準日として改めて要否判定を行わなかったことについて、違法又は不当とまでは言えない。

- (5) 本件処分における理由付記の違法性について

- ア 法第24条第4項及び行政手続法第8条第1項本文の理由提示について
本件処分は、法第24条第3項の規定に基づく保護申請却下処分であることから、同条第4項並びに行政手続法第8条第1項本文及び同条第2項の規定により決定通知書に理由を付さなければならない。

法第24条第4項及び行政手続法第8条第1項本文が処分の理由を示さなければならないとしているのは、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、これらの規定に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような理由付記制度の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分の性質及び内容、当該処分の



原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。

また、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたかを、申請者においてその記載自体から了知し得るものでなければならぬ。

イ 本件処分における理由提示について

本件処分について見ると、本件処分の通知書の「1 却下の理由」の欄には、「手持金の活用により最低生活が維持可能なため、却下します。」と記載されている。

この処分理由には、本件処分に当たり適用された根拠規定が示されていないほか、保護の要否判定の際の最低生活費の額と収入充当額の記載がないためその比較をすることができない。そのため、本件申請について、処分庁がいかなる事実関係に基づきいかなる法令等を適用して申請を拒否すると判断したのか、申請者がこの記載自体からは知ることができないと言わざるを得ない。

したがって、本件処分の通知書の理由の記載は、法第24条第4項及び行政手続法第8条第1項本文の要求する理由の提示としては不十分というべきであり、本件処分は、これらの規定の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分として、取り消されるべきである。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

令和5年11月8日

審査庁 埼玉県知事 大野 元 裕

